

本DMの まとめ

介護保険の改定においては、歯科への期待を感じさせる内容が多く盛り込まれています。また、紙面の関係で記載していませんが、障がい福祉の分野においても同様です。従って、**伸びる訪問歯科**とは、これらを理解し活用して、積極的に先方目線の提案や介入ができる歯科医院であり、**沈む訪問歯科**とは、これらの動きを察知せず、取り入れず、競合に淘汰されるか、施設側から打診や指示をされ、主導権を握れず、集患も受け身になる歯科医院であるといえるのではないのでしょうか。選択肢は、結果として三方よしといえる『伸びる訪問歯科』の一択です。

訪問歯科の報酬改定セミナー202406

日程・時間

2024年 **6月23日** **日**

10:00 ~ 13:00

受付開始:開始時間30分前~

申込期限
銀行振込 開催日6日前まで
クレジットカード 開催日4日前まで
※祝日や連休により変動する場合もございます

東京会場

船井総合研究所 五反田オフィス

〒141-8527 東京都品川区西五反田6-12-1

「JR五反田駅」西口より徒歩15分

受講料

一般価格

税抜**30,000円**
(税込33,000円) / 一名様

会員価格

税抜**24,000円**
(税込26,400円) / 一名様

会員価格は、各種経営研究会・経営フォーラム、および社長onlineプレミアムプラン(旧:FUNAIメンバーズPlus)へご入会中のお客様のお申込みにも適用となります。
諸事情により、やむを得ず会場を変更する場合がございますので、会場はマイページにてご確認ください。また最少催行人数に満たない場合、中止させていただく場合がございます。尚、中止の際、交通費の払戻し手数料等のお支払いはいたしかねますので、ご了承ください。

第1講座

2024年の訪問歯科について

医療、介護、障害福祉のトリプル改定を踏まえた訪問歯科分野の概況と、今後の見通しを軸に、セミナーの見どころを解説いたします。

株式会社船井総合研究所 歯科・動物病院支援部 チーフコンサルタント 奥田 晋平



第2講座

報酬改定における訪問歯科分野の解説と 具体的な取り入れ方の提言

東京都内に3院を運営、東京歯科保険医協会理事を務め、訪問歯科および摂食嚥下の分野の普及にも尽力されてきた高山院長にご登壇いただきます。診療報酬改定、介護保険改定における訪問歯科分野のおさえておくべきポイントの解説や、実際の診療現場への落とし込み方についてご提言いただきます。

医療法人社団明法会 高山歯科医院 院長 高山 史年氏



第3講座

訪問歯科部門の運営における拡大ポイントを解説

訪問歯科の業績向上には、外来分野とは異なる考え方や施策が求められます。この講座では、全国の歯科医院における成功事例を踏まえつつ、(訪問歯科の拡大につながる)集患を大目的としたマーケティング面からの具体的な施策をご紹介します。

株式会社船井総合研究所 歯科・動物病院支援部 リーダー 若木 伸文



第4講座

本セミナーのまとめ

本日のセミナーの内容、今後の歯科医院経営における要点をおまとめさせていただき、セミナーの内容を即実践いただくために必要なことをお伝えします。

株式会社船井総合研究所 歯科・動物病院支援部 マネージャー 出口 清



お申込み方法について



Webからのお申込みはQRコード読み込みが簡単です

スマホ・タブレットの方は右記QRコードを読み取りいただくとお申込みフォームにアクセスできます。

お申込みURL <https://www.funaisoken.co.jp/seminar/115064>



お問い合わせNo.
S115064

お問い合わせ

株式会社船井総合研究所 船井総研セミナー事務局 E-mail:seminar271@funaisoken.co.jp

TEL:0120-964-000(平日9:30~17:00) ※お申込みに関してのよくあるご質問は「船井総研FAQ」と検索しご確認ください。

※お電話・メールでのセミナーお申込みは承っておりません。

2024年 報酬改定で

特別ゲスト
東京歯科保険医協会理事
医療法人社団明法会 高山歯科医院
院長 高山 史年氏

伸びる訪問歯科 (増収する) 沈む訪問歯科 (減収する)

訪問歯科に関わる改定箇所の解説と
進むべき方針解説セミナー

これまで通りの訪問歯科は減収必至!
診療報酬・介護改定を踏まえた指針を開示。

2024
6/23日
東京会場

内容①

診療報酬改定において、最大の変更点となる歯科訪問診療料1~5を踏まえた新・アポイント組みの最適解を提言

内容②

単価アップの鍵! 口腔機能管理やリハビリ、摂食支援など、訪問歯科をグレードアップする方策を解説

内容③

成功事例多数! 2ヵ月の仕掛けで介護施設複数件に新規参入を果たす、介護改定を熟知した集患施策を当日限定公開!



主催

訪問歯科の報酬改定セミナー202406

お問い合わせNo:S115064



サステナブルグロースカンパニーをもっと。

Funai Soken

株式会社船井総合研究所

〒541-0041 大阪市中央区北浜4-4-10 船井総研大阪本社ビル

Webからのお申込み



当社ホームページからからお申し込みいただけます。船井総研ホームページ [www.funaisoken.co.jp] (右上の検索窓に右記の「お問い合わせNo」をご入力ください) **115064**

伸びる訪問歯科 沈む訪問歯科 についての総まとめ

本DM内面をご覧いただいた方へご質問

下記のキーワードにピンとくるものがありますでしょうか？

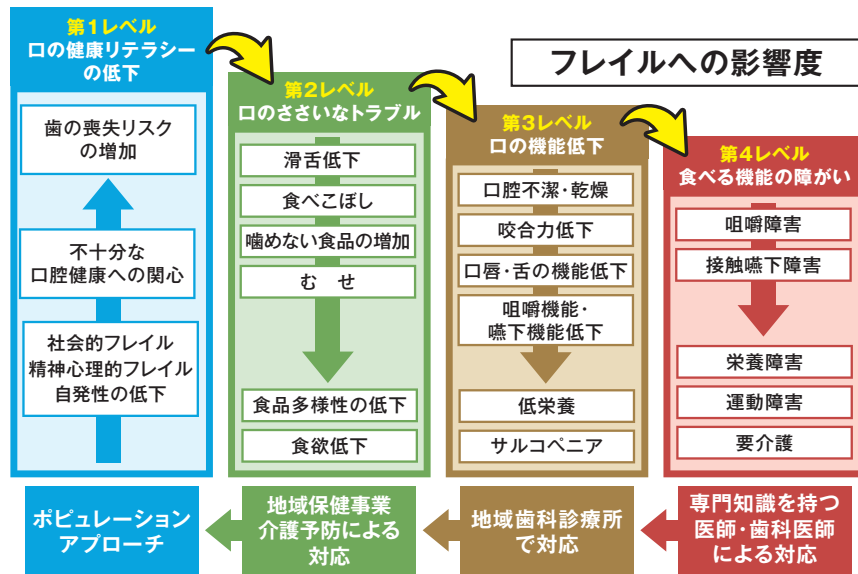
- ☒ 6月以降の訪問アポイントの最適解
- ☒ 口腔機能の評価
- ☒ 口腔衛生管理の義務化
- ☒ 口腔連携強化加算

- ある** という場合 本DMを読み進めていただくと、得て頂けるものがあるかと思えます。
- ない** という場合 セミナーにご参加ください。

歯やお口に関する分野で注目される

『口腔機能管理』

他科の改定と同様に、歯科のかかわる診療報酬も改定の内容が明らかになってきました。様々な項目の中で大きな潮目を感じるのが、『**口腔機能管理**』というテーマで、外来、訪問を問わず、かかりつけの歯科医がこれまでのむし歯の治療や管理、口腔衛生の管理(歯周病など)にくわえて、お口の噛む・食べる・話すといった機能まで診ていく必要性が示されています(こどもや一般成人も含まれます)。右図の第4レベルの摂食嚥下障がいに至ると、回復を望むことが困難ですが、第3レベルの口腔機能低下の段階で気が付き、適切な指導にもとづくトレーニングを行うことができれば、健康な状態に回復する可能性がある(可逆性がある)といわれています。重要なことは**お口の軽微な変化(フレイル)に気づくための、啓発や多職種との共働**になります。



『口腔連携強化加算』の新設など介護分野へも波及

口腔機能を維持して行くために必要な介護×歯科の連携

新設の『**口腔連携強化加算**』は、訪問介護や訪問看護、訪問リハビリを対象として、**口腔衛生や口腔機能の評価の実施**、並びに利用者の同意の下で**歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供**を評価する新たな加算となっており、(歯科とのかかわりが比較的少ない)在宅の利用者さん、患者さんをご自身のお口のこと、食べる機能のことを考える、よいきっかけになればと思っています。



2024年の介護保険の改定内容に目を通すと、ここにも従来の誤嚥性肺炎を予防する『口腔衛生管理』に加えて、**摂食嚥下障がいやフレイルを予防する『口腔機能管理』**が、各所で求められています。

では、**具体的に歯科ではお口の機能をどのように診断するか**というと、右記のような口腔機能の低下について(病名は口腔機能低下症)、**口腔水分計による口腔乾燥の評価**、**舌圧計による舌の筋力の計測グミゼリーを用いた咀嚼能率検査**、など、所定の検査機器、検査方法を用いて、多角的に現在の状態を診断します。そして、評価内容をもとに、お口の機能のどこに問題があるのかを明らかにした上で、適切な口腔機能向上トレーニングを行っていきます。美味しく食事をするをずっと続けていただくために、これまでの口腔衛生状態に加えて、お口の機能が健康かどうか注目にいただければと思います。



ポイント①

訪問業績の維持・向上の最大の焦点!

歯診療の変更を踏まえた新しいアポイント組みのルール化

今回改定で、最も注視すべき点はまず、**歯科訪問診療料(以下、歯診料)が従来の歯診料1〜3から1〜5に区分追加および変更がなされた点**になります。特に、歯診料2〜5の区分では、従来361〜111点であったところから、410〜57点と上下幅が広くなり、端的に、同一建物4名以上の場合、これまでと同じ内容の診療をしている場合でも、診療報酬が減収となります。一方で、在宅や同一建物3名以下の場合は、増収となりますが、一定以上の訪問患者

を有する場合、おしなべて減収のリスクが高いことが想定されると思っています。そのため、現在のアポイント組みを見直し、**可能な範囲で適切に組み換えを進める必要があります**。では、どのような基準をもってこの組み換えを行えばよいのか、その際の留意点はどこにあるのか。こちらを、セミナー当日、東京歯科保険医協会理事でもある医療法人社団明法会 高山歯科医院 院長 高山 史年先生よりご提言いただきます。

医療・介護同時改定

2024年は
訪問歯科の
分水嶺の
1年

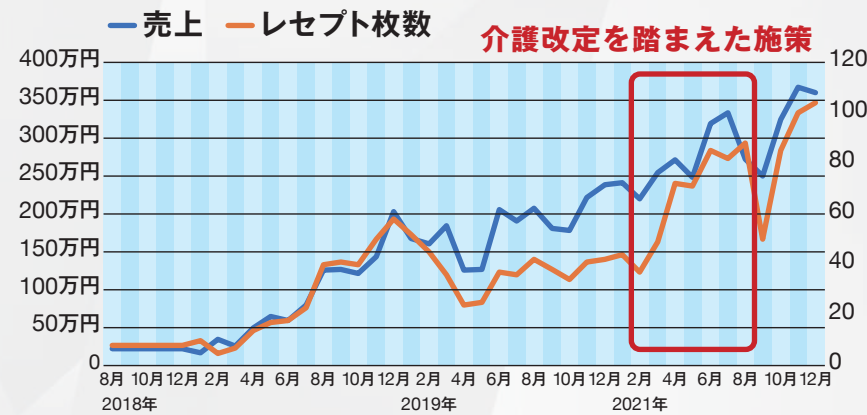
2024年はみなさまもご存じの通り、**医療、介護、障がい福祉分野のトリプル改定年度**です。か強診の廃止から口腔管理体制強化加算の新設という口腔機能管理に重きを置いた改定点や、昨今の景況感を反映する歯科外来・在宅ベースアップ評価料など、注目し対応していくべきポイントは多くあり広範ですが、訪問歯科に取り組み、もしくはこれから力を入れていきたいと考えている歯科医院にとっては、**切っても切り離せない隣の畑である介護保険改定、さらには障がい福祉サービス等報酬改定は、必ず目**

を通し、理解しておくべきものということを断言します。なぜなら、これらのいずれもが、同じ厚生労働省管轄で検討され、『国民の健康増進』と『増加する医療費の抑制』という同じ視点、目的で策定されたものであるためです。従って、訪問歯科分野においては、診療報酬改定の内容に加えて、これらの改定内容も把握した上で、取り組みを進められることが、**訪問歯科分野の伸長、業績拡大の近道**であるといえます。以下、本セミナーのポイントとなる点を紙面の関係で端的にまとめて参ります。

ポイント②

先行者利益を得る!

改定年度の2024年中に行うべき 集患・新規施設獲得施策 3選



ポイント①で、現在の体制の確保を行った次に、考えるべきところが、次なる**集患施策**です。この回答は一択で、『**介護保険の改定内容を踏まえた仕掛け**』です。膨大な介護改定の中から、歯科の関わる部分、介護側が歯科と連携することで得られるメリットやそのロジックを掌握し、地域のどこよりも早く発信し、仮説・実験・検証を回し、先行者利益を獲得していくことが求められます。グラフは、クライアントの事例になりますが、コロナ禍で業績向上が困難であった前回改定の時期にあっても、**介護改定を踏まえた施策を速やかに実行したこと**で、**訪問業績を明らかに上昇気流に乗せることに成功**されたことがよくわかります。今行うべきことも同じです。それでは、今回改定で押さえておくべき3点ですが、あらまは下記の通りです。

①特養・老健等 施設系サービスへの歯科検診の提案

今回改定で最も注視すべき施設が施設系サービス、いわゆる特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院になります。これからの施設では、前回改定で示された『**施設の基本サービスとして、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない**』というところからさらに踏み込み、『**事業者を利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務化**』という、方向性が示されています。各所での実地聞き取りから、この対応に関する施設負担を請け負う提案を既存の参入する歯科医院が行っているケースは多くないと見えています。ここの提案を行うことで、施設への新規参入に繋がる成功事例が多数出てきているため、火急速やかにアプローチを行っていくべきポイントであることは間違いありません。

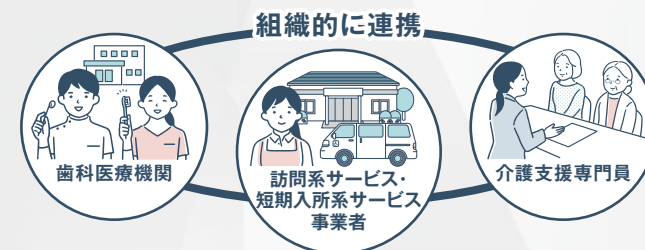


②有料老人ホーム等 特定施設入居者生活介護への歯科検診の提案



次に、左記の①で前回行われた改定内容が新たに適用されることになったのが、特定施設入居者生活介護の施設、つまり一部の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅になります。これらの施設では、従来の口腔衛生管理体制加算が廃止となり、基本サービスとして、**各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないという変更**がなされました。一般的な施設職員にとって、専門性の高い内容であり、負担増にもつながるため、ここも歯科側からの積極的な支援提案により、施設の新規参入や、既存施設であれば増患やシェアアップにつなげていくことができると考えられます。

③訪問系・短期入所系サービスへの口腔連携強化加算の協力提案



最後は、今回改定で示された新機軸といえる『**口腔連携強化加算**』についてです。これまで歯科連携が有志、任意であった訪問介護や看護、リハビリ、ショートステイといった在宅系サービスにおいて、**口腔内の衛生状態、口腔機能を職員が評価することにより、毎月算定が可能な加算が新設**されたのです。対象は在宅患者になりますが、これらの事業所と組織的に連携し、患者接点ももてるということは、以降増えるとされる在宅患者の救済、支援という観点で社会的に意義高く、また、診療報酬改定でも示されている在宅重視の評価という経営的な視点でも、今後の動向が非常に楽しみな改定内容であるといえます。この点について、いかに先手を打っていくか、どのような施策が考えられるか、セミナーにて仮説を交えながらご提言をさせていただきます。